

広島県教育委員会教育長訓令第七号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十五日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二管理部の部総務課の項部長専決事項の欄第八号中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十七条及び第六十九条」を「第三条及び第四条」に改める。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。